

【添付資料3】請求に必要なもの

- 「前回受給者（ケース①）」「前回受給者が同順位者（ケース②）」「前回受給者が先順位者」（ケース③）」の場合
(同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合)

提出書類	前回受給者(ケース①)		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と同順位者(ケース②)	前回受給者が先順位者(ケース③)
1 請求書	○	○	○	○
2 現況申立書	○(※1)(※2)	○(※1)	○	○
3 令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6 先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-
8 戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基準日から)	-	△ (第3～6順位の み必要)
9 特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶者用)(配偶者の相続人用)	-	○	-	-
10 生計関係申立書とそれを証明する資料(請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき)	-	-	△	△
11 葬祭を行ったことを証明する資料(第11順位のみ)	-	-	△	△
12 もとの身分、死因を証明する資料(過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき)	-	-	-	-
13 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料(文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	-
14 登記事項証明書(成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△
15 相続人であることを証する戸籍等(相続人が請求するとき)	△	△	△	△
16 相続財産清算人であることの確認書類(相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△
17 委任状(外国居住者が請求する場合)(請求手続、同順位者間の調整を委任した場合)	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で提出した現況申立書(写)がある場合は、当該現況等申立書(写)を活用して提出することが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です。

● 初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【転給遺族】

提出書類		転給遺族							
		(第2順位)		(第3～6順位)		(第7～10順位)		(第11～12順位)	
		弔慰金既 裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	※1	-	※1	-	※1	-	※1
6	先順位者がいないことを証する戸籍	○	○	○	○	○	○	○	○
7	年金給付の受給権者がいないことを証する 戸籍	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)	○(※2)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	○	○	-	-	-	-
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配偶 者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	-	-	-	-
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没 者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し 立てているとき)	-	-	△	△	-	-	△	△
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-	△	△
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けて いないとき)	-	△	-	△	-	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明する 資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	△	-	△	-	△	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任した 場合)	△	△	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

※2 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。